

## こども誰でも通園制度

子ども・子育て支援法の規定による確認した特定乳児等通園支援事業者の公示について

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の規定による確認を行った特定乳児等通園支援事業者（こども誰でも通園制度の事業実施者）について、同法第54条の3において準用する同法第53条第1号に規定する事項について公示します。

令和8年3月31日

余裕活用型 乳児等通園支援事業

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	確認年月日
東白川村	みつば保育園	岐阜県加茂郡東白川村神土 535 番地 1	令和8年3月10日